

(様式第3号)

秘密保持契約書

鹿児島市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、鹿児島市学校給食費等徴収管理システム導入業務に係る企画提案競技を実施するにあたり、甲が乙に開示する秘密情報の取扱いに関して、次の条項により契約を締結する。

(秘密情報)

第1条 本契約において「秘密情報」とは、「鹿児島市学校給食費等徴収管理システム導入業務に係る調達仕様書」をいう。

(契約期間)

第2条 契約期間は、契約締結の日から企画提案競技参加依頼に係る選定結果の通知の日までとする。

(目的外使用の禁止)

第3条 乙は、秘密情報を情報提供依頼の目的以外の目的に使用してはならない。

(秘密保持)

第4条 乙は、秘密情報、本契約の内容及びその締結の事実に関して、甲の事前の承諾があるときを除き、第三者に漏えいしてはならない。本契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、甲から受領した秘密情報を複製することはできない。但し、乙は、この契約の目的のため必要がある場合は、「鹿児島市学校給食費等徴収管理システム導入業務に係る調達仕様書」は紙又は電子データで複製することができる。

3 乙は、業務遂行上当該秘密情報を知る必要がある者に限り、その必要な範囲内でのみ開示するものとする。

(秘密情報の取扱責任者)

第5条 乙は、秘密情報の使用及び保管にあたっては、取扱責任者を定め秘密情報を厳重に保護しなければならない。

(損害賠償)

第6条 乙が本契約に違反し甲に損害を与えた場合、甲は、乙に対して損害の賠償を請求することができる。

(疑義についての協議)

第7条 本契約に定めのない事項及び各条の解釈に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

本契約の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 鹿児島市山下町 1 1 番 1 号
鹿 児 島 市
代表者 鹿児島市長 下 鶴 隆 央

乙